

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「平成 25 年 10 月 24 日付けで懲戒処分（免職）を受けた職員に係る全ての公文書」について、令和 2 年 12 月 18 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る公文書を特定したが、条例第 6 条第 2 号及び第 5 号に規定する非開示情報が記録されているとして、条例第 10 条第 1 項の規定により、その一部を非開示とする公文書部分開示決定とその全部を非開示とする決定を令和 3 年 1 月 4 日付けで行った。

（3）審査請求

審査請求人は、実施機関が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 3 年 1 月 21 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において概ね次のとおり主張し、本件処分は不当であり、対象公文書の全部を開示すべきと述べている。

（1）条例第 6 条第 2 号への該当性

実施機関が本件処分で非開示とした文書に記載された情報（以下「非開示情報」という。）は、マスコミにおいて既に公にされている情報であって非開示とすべき理由はない。また、非開示情報は、公知の情報等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものではない。さらに、職員は職務中に金銭搾取を積極的に行っていることが明らかであることから、公務員の職務遂行情報に該当する。

（2）条例第 6 条第 5 号への該当性

非開示情報は、職員が職務命令により職務として処理し、作成した文書に記載

されているものであり、県民に開示されたとしても不当の混乱を生じるおそれはない。また、非開示情報が記載された文書は、県内部での処分の要否及びその量定を検討するために作成したものであり、既に懲戒処分等が決定しているため、開示したとしても同種の調査等の実施に著しい支障は生じない。さらに、非開示情報は開示請求者のみに提供されるため、公になることはなく、実施機関の調査等に著しい支障を及ぼすおそれはない。

### (3) その他

条例の目的に照らし、公文書は原則開示すべきで、非開示情報は必要最小限とすべきであり、また、被害者でもある請求人に対しては、情報を開示すべきである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において次のとおり主張し、条例第6条第2号及び第5号の非開示情報を開示することになるため、本件処分は妥当であると述べている。

### (1) 本件処分の対象公文書

本件処分に係る対象公文書は、本人報告書、返済計画書、関係者からの聴取記録及び人事履歴（以下「聴取記録等」という。）の4つであり、懲戒処分事案への対応のため、実施機関が収受し、又は作成した文書であって、当該事案の全体を解明し、処分の要否及びその量定を検討することのみを目的とし、職員及び関係者に対し、経緯、内心等について事情聴取を行ったものである。

### (2) 条例第6条第2号への該当性

聴取記録等には、氏名、所属、経緯、内心等の記述があり、特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが開示することにより個人の権利利益を害する情報であり、全体として条例第6条第2号に規定する個人情報に該当する。また、借金という私的な行為に係るものであるから、条例第6条第2号ただし書きエに規定する公務員の職務遂行情報には該当せず、その他のただし書きのいずれにも該当しない。

### (3) 条例第6条第5号への該当性

聴取記録等は、懲戒処分事案の全体を解明し、実施機関における処分の要否及びその量定の検討のために収受し、または作成したものであり、これらを開示することにより、実施機関に対する職員への信頼関係を損なうことになる。また、開示することにより、実施機関に対して経緯、内心等を打ち明けたことが公になることをおそれた職員が事実を伝えることを躊躇し、職員から今後の調査等に必要な情報を得られなくなるおそれがあり、ひいては、懲戒処分事案の全容解明を妨げることに繋がりかねず、実施機関の職務遂行に著しい支障を及ぼすおそれが

ある。

## 5 実施機関の追加処分

実施機関は、本件処分に係る審査請求の審査会諮問後に、本件開示請求に対する適正な手続がなされていなかったとして、条例第10条第1項の規定により、公文書不存決定及び公文書開示請求拒否決定を令和3年7月30日付けで行った。

## 6 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断する。

### (1) 対象公文書

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書部分開示決定及び公文書非開示決定並びに公文書不存決定及び公文書開示請求拒否決定を行っているのに対し、審査請求人は、公文書非開示決定を不服とし、特定した公文書の全部を開示すべきとして審査請求を行っていることから、審査会においては、当該非開示決定を審査の対象とし、聴取記録等に記載された内容の非開示情報の該当性及び非開示決定の妥当性を検討することとする。

### (2) 非開示情報の該当性及び非開示決定の妥当性

#### ア 条例第6条第2号の非開示情報の該当性

実施機関は、条例第6条第2号を理由として聴取記録等を非開示としている。

条例第6条第2号本文は、個人の尊厳と基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益を保護するため、個人情報等を非開示とする旨を定めたものである。一方で、同号ただし書アからオまでに該当する情報は、個人情報であっても非開示とならない、すなわち、開示とする旨を定めたものである。

そこで、実施機関が非開示としている情報が、条例第6条第2号本文に該当するかどうか、また、同号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

#### (ア) 条例第6条第2号本文の該当性

条例第6条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該情報について非開示とするものである。

ここでいう「他の情報との照合により特定の個人を識別することとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても個人識別情報として非開示とする趣旨であり、その照合の対象となる他の情報には、

公知の情報及び図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなどの一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、「特定の個人を識別できないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、個人の人格と密接に関連するもの、開示により財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについても、補充的に非開示とする趣旨である。

したがって、職員の所属、職、氏名のほか、金銭貸借に至る経緯、債権債務情報、個人の詳細な心情等が記載された本人報告書及び個人の債権債務情報が記載された返済計画の内容は、上述した条例第6条第2号に規定する個人情報に該当する。

#### (イ) 条例第6条第2号ただし書の該当性

条例第6条第2号ただし書は、個人情報であっても開示する旨を定めたものである。審査請求人は、実施機関が非開示とした内容は既にマスコミにおいて公にされているため非開示とすべき理由はないこと及び職務中に行った金銭搾取行為は公務員の職務遂行情報に当たるとを主張していることから、同号ただし書イ及びエの該当性について特に検討する。

条例第6条第2号ただし書イでは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」を開示するものであり、実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって個人も公表を了承しているもの、公表を前提に提供された情報等が該当する。

実施機関が非開示とした聴取記録等をみると、懲戒処分事案の全体を解明し、実施機関内での処分の要否及びその量定の検討を目的として収受し、作成した情報であることから、公表することを目的としたものには該当しない。

なお、開示請求に対する開示又は非開示の判断は、条例の解釈と開示請求の事案に応じた適正な適用により決定されるべきものであり、報道により懲戒処分の原因となる事実に関する情報が公表されていることをもって自動的に本来非開示であるべき情報を開示する理由にはならない。

次に、条例第6条第2号ただし書エでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を開示するものであり、公務員の職務遂行情報には、地方公共団体等の機関の一員として公務員等が職務として行った行為に関する情報が該当する。

懲戒処分事案の理由となった職員の行為をみると、職員が金銭を借り受けるという私的な行為であり、勤務時間中に行われたという事実はあるものの職員が職務として行ったものとは認められないことから、公務員の職務遂行情報には該当しない。

#### イ 条例第6条第5号の該当性

実施機関は、条例第6条第5号も理由として聴取記録等を非開示としている。

条例第6条第5号は、県の機関等の事務事業について行政内部の審議等及び当該事務事業の公正かつ円滑な実施を確保する観点から、行政内部情報を非開示とする旨を定めたものである。

そこで、実施機関が非開示としている情報が、条例第6条第5号に該当するかどうかについて検討する。

条例第6条第5号では、「県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」に該当する情報が記載されているときは、当該情報について非開示とするものである。

ここでいう「著しい支障が生ずるおそれがあるもの」とは、開示することにより、率直な意見交換又は情報交換が妨げられるおそれがあるものやその後の審議等に必要な資料等を得られなくなるおそれがあるものなどがこれに該当する。ただし、そのおそれは、抽象的に何らかの支障が生ずるというだけでは足りず、そのおそれが客観的かつ具体的に認められなければならない。

実施機関が非開示とした関係者からの聴取記録等は、職員の私的行為を理由とする懲戒処分事案の全容を解明し、実施機関における処分の要否及びその量定の検討を目的として、関係者に対し任意の協力で、かつ、公にしないことを前提に行われるものであり、このような情報を開示すると、聴取に応じた者の信頼を失うほか、今後の同種の任意調査等に関係者が応じることをためらうことも考えられ、将来、同種の調査等を実施するに当たって必要な情報が十分かつ正確に得られないなど公正かつ円滑な懲戒手続の実施に著しい支障が生ずるおそれがあることは明らかである。

なお、審査請求人は、既に懲戒処分等が行われているため、開示による同種の調査等の実施に著しい支障は生じないと主張しているが、条例では、当該審議等や当該事務事業のみならず、「同種の審議等」又は「同種の事務事業」への影響も考慮のうえ、非開示情報の該当性を判断すべきとしていることから、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば条例第6条第5号に該当する可能性があり、当該審議等の終了のみをもって、同号に該当しないということにはならない。

また、実施機関が非開示とした人事履歴は、実施機関における職員の適正な配置を実現すること等の目的において作成保管される情報である。個人情報も含んだ職員の個々の履歴情報が記載されているものであり、このような情報を開示すると、実施機関に対する信頼が失われ、将来の公正かつ円滑な人事の実現に著しい支障を生ずるおそれがある。

## ウ 非開示決定の妥当性

審査請求人は、条例の趣旨を踏まえて原則公開の立場で解釈・運用すべきと主張していることから、公文書の開示義務及び公文書の部分開示の可否についても検討する。

条例は、公文書に非開示情報が記録されている場合を除いて、当該公文書を開示する義務が実施機関にあるとし、公文書に非開示情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合には、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離でき、かつ、分離しても請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、非開示情報を除いて開示しなければならないとしている。

これは、1つの公文書の中に一部非開示情報があることを理由として、本来開示すべき情報を非開示とすることは許されない旨を明確にし、非開示情報を除いたその余の部分を開示することを義務付けているものであり、実施機関に対して、非開示事由に該当する一体的な情報を細分化し、請求の趣旨と合致せず、かつ、有意とはいえない情報の開示までを義務付けているものではない。

審査会において、実施機関が非開示とした聴取記録等を確認したところ、情報が全体として条例第6条第2号又は第5号に規定する非開示情報に該当しており、それ以外の情報自体で有意な情報と認められるものはなかった。

したがって、実施機関が行った聴取記録等の全部を非開示とした公文書非開示決定は、条例の趣旨等に反しているものとはいえず、本件処分は妥当である。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和3年3月16日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和3年12月22日 (令和3年度第4回審査会)	・ 審 議
令和4年2月17日	・ 答 申

(参考)

調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名等	備考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	